

佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月27日

佐賀県教育委員会教育長 甲斐直美

### 佐賀県教育委員会規則第1号

#### 佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則（平成21年佐賀県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
学校	障害種別	部	就学区域	学校	障害種別	部	就学区域
佐賀県立金立特別支援学校	肢体不自由	略		佐賀県立金立特別支援学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	佐賀市（金立小学校、久保泉小学校、春日小学校及び春日北小学校の通学区域に限る。）
佐賀県立大和特別支援学校	略	佐賀市、多久市及び小城市		佐賀県立大和特別支援学校	肢体不自由	略	佐賀市（金立小学校、久保泉小学校、春日小学校及び春日北小学校の通学区域を除く。）、多久市及び小城市
略				略			

#### 附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。